

令和8年度京都府奨学のための給付金のお知らせ (通常申請・新入生一部早期給付2回目)

京都府内に在住する低・中所得世帯の保護者等に対し、高等学校等における授業料以外の教育費の負担を軽減するため、給付金を支給します。(返還は不要)

【1】奨学のための給付金を申請・受給できる方

令和8年7月1日現在、次の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 令和8年度における保護者等全員の道府県民税所得割・市町村民税所得割の合算額が182,500円未満、又は生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」受給世帯である。
- ② 保護者等全員が、京都府内に在住している。
※保護者等のうち一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が京都府にある世帯で、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。(海外在住は対象外)
- ③ 高校生等が、高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する(特別支援学校の高等部を除く)。
※授業料免除により、上記制度の受給資格認定を受けていない場合でも申請できます。
- ④ 高校生等が以下の資金の給付を受けていない。(母子生活支援施設の高中生等を除く)
・「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」のうち、見学旅行費又は特別育成費
- ⑤ 通算3回(定時制・通信制の場合は通算4回)以上、本給付金を受給していない。
※学び直し支援金対象者は、追加で1回(定時制・通信制の場合は2回)まで受給可能。
※専攻科修学支援金対象者は、追加で2回(修業年限が1年の場合は1回)まで受給可能。

【2】給付金額

区分	対象高校生等	今回案内分			
		①一部早期給付額 (申請1回目) (年額の1/4)	②一部早期給付の 残額 (年額の3/4)	③給付額(年額)	
A	生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」受給世帯 【全日制、定時制、通信制】	13,150円	39,450円	52,600円	
B	令和8年度 住民税所得割 非課税世帯	全日制・定時制	38,000円	114,000円	152,000円
		通信制	13,025円	39,075円	52,100円
C	令和8年度 住民税所得割課税世帯 105,500円未満	全日制・定時制	—	—	50,670円
		通信制	—	—	17,370円
	令和8年度 住民税所得割課税世帯105,500円以上 182,500円未満	全日制・定時制	—	—	38,000円
		通信制	—	—	13,030円

※ 区分Cは、生徒が以下の①～⑦に該当する場合に対象です。
 ①日本国籍 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等
 ⑥定住者で、将来日本に永住の意思がある者
 ⑦家族滞在で、日本の小・中学校を卒業し、将来日本で就労し定着する意思がある者

※ 一部早期給付で13,025円(区分Bの通信制)を受給した者が、今回の申請で13,030円(区分Cの通信制)の対象となった場合は、差額の5円を支給いたしません。

【3】申請書の記入について

○記入上の注意

- ・ 基準日（令和8年7月1日）現在の状況により記入してください。
- ・ 修正テープ、修正液は使用しないでください。訂正する場合は、二重線で削除して、空欄に訂正後の内容を記載してください。
- ・ 消せるボールペンで記入の場合、再提出をお願いすることがあります。
- ・ 申請書の書き方については、記入例を確認してください。

【4】申請に必要な書類

以下A～Cの区分は、【2】給付金額の区分です。

区分	必要な書類
全員	申請書（別記第1号様式）
	給付金振込先口座の通帳の写し等 ※申請者以外の口座を振込先に指定する場合は「受領委任状」も提出してください。
	国籍・在留資格等の申告書類
申請者が 生計維持者	扶養誓約書（申請者が親権者であれば不要）

+

区分	必要な書類
A	生業扶助（高等学校等就学費）の受給が確認できる生活保護受給証明書 ※発行日が令和8年7月1日以降であること
B	令和8年度における保護者等全員の道府県民税所得割・市町村民税所得割が0円（非課税）であることが分かる書類 ＝保護者（親権者全員）の下記①から③の書類のいずれか ①市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定通知書のコピー ②市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書の原本 ③納税（非課税）通知書のコピー ※通知書が複数枚の場合は全てのページのコピー
C	令和8年度における保護者等全員の道府県民税所得割・市町村民税所得割の合算額が182,500円未満であることが分かる書類 ＝保護者（親権者全員）の下記①から③の書類のいずれか ①市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定通知書のコピー ②市区町村が発行する課税証明書の原本 ③納税通知書のコピー ※通知書が複数枚の場合は全てのページのコピー
B・C	保護者のうち一方が控除対象配偶者（同一生計配偶者）であることが上記①～③の書類で確認できる場合は、控除対象配偶者（同一生計配偶者）の上記①～③の書類は不要です。

【5】申請書提出先・提出期限

各学校に提出してください。（提出期限は学校へお問い合わせください。）

【6】留意事項

- 申請事項（住所、口座名義等）に変更が生じた場合は、お問い合わせください。
- 補正書類を文教課に再提出する場合には、必ず封筒に「奨学のための給付金（補正）」と朱書きし、送り主の住所・氏名も記入の上、以下の宛先に郵送してください。
※学校から再提出の連絡があった場合は、学校の指示に従ってください。

■宛先：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府文化生活部文教課 奨学のための給付金担当

【7】その他

高等学校等によって着用を義務付けられている制服が災害等（罹災証明書等の公的書類で罹災の事実が確認できる自然災害等）により喪失又は毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合には、当該災害等につき1回に限り、加算給付金を受け取ることができます。

詳しい手続の方法については、学校又は京都府文化生活部文教課にお問い合わせください。

※ 高校生等が生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」を受給している場合を除く。

今回お申込みの「京都府奨学のための給付金」のお問い合わせ先（私立学校担当）

電話：075-414-4516

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時までを除く）

※土曜・日曜・祝日を除く

京都市からの御案内

◎京都市にお住まいの市民税非課税世帯の方へ ※生活保護受給世帯は除きます。

「京都市高校進学・修学支援金」の申請を予定されている方は、必ずこの「京都府奨学のための給付金」を申請してください！！

京都市では、「京都市高校進学・修学支援金（学用品購入等助成金）」制度があります。

市民税非課税世帯の高校生等に対し、学用品購入のための助成金として144,000円を支給します。

京都府奨学のための給付金を受給される方は、併せて144,000円になるよう調整されます。

詳しくは京都市へお問い合わせください。

受付期間（予定） 令和8年10月1日（木）～令和8年3月31日（水）（当日消印分まで有効）

お問い合わせ先 京都市子ども家庭支援課分室 奨学金担当

TEL: (075) 222-3777

FAX: (075) 251-1132

受付時間：午前8時30分～午後5時 ※土日祝日を除く

※窓口での受付については、休日（土日祝）は行っていませんので、御注意ください。

※申請開始時期等詳細については、おって公表される予定です。

※令和8年度に京都市高校進学・修学支援金（入学支度金）を受給された方（6月末申込締切済）及び令和7年度京都市高校進学・修学支援金（学用品購入等助成金）を受給された方には、個別に京都市から申請案内が送付される予定です。